

「まちだガイド」に お店や会社の広告を載せてみませんか？

「まちだガイド」は市内全図、市の施設等を掲載したガイドマップです。このガイドマップは、市役所の窓口などで、転入者や希望者に配布しています。約1年間（2019年4月～2020年3月）継続して配布しているため、大きな宣伝効果が期待できます。市民生活に関連の深い広告を以下の要領で募集します。

1. 募集期間

2018年12月1日～12月28日

2. 応募資格など

市内または近隣市に事業所を有する事業主（ただし、以下の①～⑦までのもの及び、別表1・2に該当する業種または内容のものは掲載できません）

- ①まちだガイドの公共性または品位を損なうおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するおそれのあるもの
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条1項に規定する風俗営業その他これに類する営業に関するもの
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に掲げる暴力団の利益につながるもの
- ⑤政治又は宗教に関するもの
- ⑥個人、団体の意見広告を内容とするもの
- ⑦法令の規定に違反するおそれのあるもの
- ⑧その他市長が掲載する広告として適当でないと認めたもの

3. 広告掲載料など

まちだガイド掲載広告

1 枠の大きさ	1 枠の掲載料	募集枠数
縦 3.8 cm × 横 9.0 cm	4 万円	4 枠 ※最大 2 枠まで 申し込めます。

4. 広告掲載期間

広告を掲載する「まちだガイド」は2019年3月～2020年3月の間、転入者等に配布されます（参考：2017年度転入者数＝18,543件）

5. 掲載広告の決定方法

町田市政策経営部契約事務適正化委員会等で掲載の可否を判断します。そこで、掲載可となったものが枠数を超えた場合は、市内に事業所等があるものを優先のうえ、抽選により掲載広告を決定します。結果は、応募されたすべての方に通知します。

6. ご注意

- ・ 広告原稿は、広告掲載決定後に、デジタルデータにて完全版下を作成し、提出していただきます。
- ・ 指定された期日までに版下原稿を提出されないとき、または広告掲載料が納入されないときは、広告の掲載は取り消されます。
- ・ 掲載位置の指定はできません。
- ・ 配布期間を通じて有効な、広告内容をお願いします。
- ・ 広告には必ず、事業所名を明記して下さい。

7. 応募方法

「町田市有料広告掲載申込書」に「町田市暴力団排除条例に基づく誓約書」、広告原稿（紙ベース）を添えて、広報課（〒194-8520、町田市森野2丁目2番2号、電話042-724-2101）へお申し込み下さい。

「まちだガイド」概要

- 発行予定部数 19,000部
- 配布価格 無料
- サイズ A1版、両面フルカラー印刷
- 内容 市内地図、市のプロフィール・施設紹介など

別表1

広告主の規制業種又は業者	
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条で「風俗営業」と規定される業種
2	風俗営業類似の業種
3	消費者金融
4	たばこ
5	ギャンブルに係るもの(公営収益事業に係るものを除く)
6	規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
7	法律の定めのない医療類似行為を行う施設
8	民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の業者

別表2

掲載広告の規制内容	
1	人権侵害、名誉き損、各種差別的なもの
2	法律で禁止されている商品や、無認可、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
3	他を誹謗・中傷又は排斥するもの
4	市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
5	公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
6	宗教団体による布教推進を主目的とするもの
7	社会的に不適切なもの
8	国内世論が大きく分かれているもの